

## 動物適正飼養推進・基盤強化事業

59百万円（59百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

### 1. 事業の概要

動物の愛護を普及啓発し、人と動物の共生に配慮するとともに、動物の習性や生態を考慮した飼養の推進を図ることを目的として、動物愛護管理法に基づく施策を総合的に推進する。

- ・関係自治体等や動物愛護団体等との担当者会議
- ・ポスター・パンフレット・ガイドライン作成及び配布
- ・動物愛護週間において、シンポジウム、フェスティバル、動物愛護管理功労者表彰等の実施
- ・飼養動物の適正飼養や取扱いに関する各種基準やガイドラインの改訂・作成の実施
- ・動物の飼養及び動物取扱業の実態等に関する継続的かつ経年的な調査の実施
- ・動物愛護管理基本指針の進捗状況等のフォローアップの実施
- ・マイクロチップの普及の推進
- ・犬猫等の譲渡支援広域データベースの運用
- ・動物愛護管理法の次期見直しに向けての実態調査及び検討会開催

### 2. 事業計画

- (1) 都道府県等の各自治体や動物愛護団体等との連絡調整、総合的な普及啓発、各種基準等作成（H13年度～）
- (2) マイクロチップ普及推進、基本指針の検討・推進（H18年度～）
- (3) 次期見直しに向けての実態調査等（H22年度～H24年度）

### 3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に、次の目標と、取り組むべき具体的施策が定められている。

- ・都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数の半減
- ・犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増

# 動物適正飼養推進・基盤強化事業 59(59)百万円

## 背景

目的：飼養動物の愛護・管理

### 動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物の飼養及び保管等に関する基準の策定
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及び猫の引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進等

都道府県等の自治事務  
環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

## 事業計画

動物愛護管理法に基づく  
施策の推進



ポスター・パンフレット・ガイドライン  
作成やシンポジウム開催等の総合的  
な普及啓発

動物愛護センサス及び基本指針  
フォローアップの実施

獣医師会等と協力したマイクロチッ  
プの埋込、体制整備などマイクロチッ  
プの普及の推進

動物愛護管理法の次期見直しに向  
けての実態調査及び検討会開催

